

「ヘイト規制法が今後、条例という形で利用されていく不安がありますか？」

平成 29 年 3 月 14 日

●保守の会会長 松山昭彦さんからの質問

西田先生、先日は在特会八木会長との対談をして頂きましてありがとうございました。本日はその件に関連しましてご質問させて頂きたく思います。「特定の人種や民族に対して差別的言動を街頭などで繰り返すヘイトスピーチについて、名古屋市は抑止のため条例を制定する方針を明らかにした」との報道がありました。そこには「大阪市の条例や、公的施設での事前規制を目指す川崎市の取り組みを参考にして、条例に`罰則`や`禁止事項`を盛り込むことも検討する」と書かれてありました。(3月11日毎日新聞)ヘイト規制法の制定では、西田先生のご努力により民主党(当時)が主張していた「罰則」や「禁止規定」を削除して、実質は骨抜き法律にされてきたと聞いております。しかし、今回のように、ヘイト規制法を超越して「罰則」や「禁止事項」のある条例は、西田先生が言われてきた「憲法違反」に当たるのではないかと思います。また、こういうことを黙認していたら、ヘイト規制法が今後、条例という形で利用されて、言論の自由や表現の自由までも押さえつけられ、全国的にも広がっていく可能性があるかと危惧いたしております。事態が大きくなる前に何らかの対応が必要かと思いますが、西田先生のお考えをお聞かせ下さい。

●西田昌司の答え

私はヘイトスピーチ解消法の発議者の一人ですが、我々がヘイトスピーチ解消法を作る際、法務省の役人と随分と議論をしました。大阪市の条例は罰則や禁止規定が盛り込まれていたように思いますが、そのような条例は憲法違反になる可能性が非常に強いであろうことは我々や法務省の役人の共通し

た認識でした。

しかし、憲法違反かどうかを実際に判断するのは司法の場であり、最高裁判所の違憲立法審査権に委ねられることになります。違憲かどうかの判断は、誰かがヘイトスピーチを行ったと判断されて条例によって罰せられ、その方が裁判を起こしてはじめてなされるものでありますし、そのような状況になっていない今の段階では違憲かどうかをはっきり述べることはできませんが、間違いなく違憲の判断が下されると私は思います。

ヘイトスピーチは断じて許されるものではありませんが、ヘイトスピーチかどうかの判断は非常に難しいものがあります。言葉というのはその字面だけでは判断できないところがありますし、同じ言葉でも TPO によっていかようにもその意味するところが変わるものです。例えば「あなたは素晴らしい」「あなたは立派だ」といった言葉でも、嫌な相手に嫌味を込めて言えば悪口にもなってしまいます。逆に「あなたは醜いね」「あなたは悪い人だね」といった言葉でも、好きな相手にわざと反対のことを言って愛情を伝える場合もあるわけです。よって、「この言葉を使ったらヘイトスピーチだ」といった具合に杓子定規に判定することはできませんし、であるからこそ言葉狩りのようなことはしてはならないのです。

以前、名古屋でのデモが行われた際にその主催者から私に事前にコール文が送られてきて、添削を求められたことがありました。私にそのコール文がヘイトスピーチに該当するかどうかの判断をさせようというのですが、字面だけではヘイトスピーチかどうかの判断はできないのです。（この主催者の場合は、私を挑発するのが目的であることは明々白々でしたので私は応じませんでした。）

このように、「ヘイトスピーチかどうか」の判断は非常に難しいですし、ヘイトスピーチだけでなく名誉毀損に当たるかどうかといった判断も非常に難しいのですが、最終的には司法の場で個別具体的な状況を考慮して判断するしかありません。

しかし、この前に騒がれていた東京 MX テレビの『ニュース女子』という番組におけるヘイトスピーチ騒動などは、全くの馬鹿騒ぎでありますし、あの番組がヘイトスピーチに該当する発言を放送したなどという批判は言いがかり以外の何物でもありません。あの番組は沖縄で行われている反基地活動について報道したのですが、その活動に加わっている在日コリアン3世の女性を名指しして「韓国人がなぜ反対運動に参加するのか」と批判しました。するとその女性が、そういった類の発言がヘイトスピーチに該当する、と放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会に人権侵害の申し立てをして火が付いたのです。しかし、日本の国防に関する問題に対して在日コリアンをはじめとした外国人が口を挟むのは主権侵害に他なりませんし、そのような無礼に対して日本人が怒りを感じるのは至極当然のことです。

無礼な在日コリアンの批判をするのは「政治的発言」そのものであって「ヘイトスピーチ」では断じてありません。先日、私は東京 MX テレビの『ニュース女子』の取材に応じられたので、今回の騒動についての持論を述べましたが、私のインタビューは地上波では放送されませんでした。現在 BPO の審査中なので放送できないのだそうです。何とも歯がゆい話ですが、しかしその番組の YouTube 版では私のインタビューがカットされずに放送されていますので、そちらを是非ともご覧ください。（反訳者注：『ニュース女子』の YouTube 版は地上波放送後一カ月間のみの限定公開）

条例によって罰則や禁止条項を設けるといった、ヘイトスピーチ解消法を超えるようなことは間違いなく憲法違反となりますので私はあまり心配はしていませんが、そういう方向にならないよう状況を監視しなければなりません。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>